

韓国の NGO と国際 NGO が中西部太平洋まぐろ類員会（WCPFC）に Long Xing629 号を IUU リストに含めるよう求める

- インドネシア人乗組員の海葬、人権侵害、中国船での絶滅危惧種のサメ漁獲が明らかに

Advocates for Public Interest Law (APIL), Citizens' Institute for Environmental Studies (CIES), Korea Federation for Environmental Movements (KFEM), Environmental Justice Foundation (EJF) は 7 月 20 日、Long Xing629 号の件について、29 の NGO が共同署名した書簡を中西部太平洋まぐろ類員会（WCPFC）の委員長に送付しました（付録 1 参照）。書簡は、同船の IUU リストへの登録、徹底した調査、再発防止のための強力な措置を求めています。

これらの NGO は、同船の以下の規制に関する違反行為に対する強力な対策を求めています。

- ・ WCPFC サメの保全管理措置（CMM 2010-07、CMM 2014-05）
- ・ 積み替え規制（CMM 2009-06）
- ・ 漁船乗組員の労働基準に関する決議（決議 2018-01）
- ・ WHO-ILO-IMO 船舶のための国際医療ガイド
- ・ 絶滅の危機に瀕した野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）

Long Xing629 号が IUU リストに含まれる場合、条約地域での漁業活動はもはや行うことができなくなります。このようなリストに含まれる船舶の旗国は、その後、米国または EU から予備的な IUU 漁業国に指定される可能性があります。その国が大幅な改善を示し、IUU 漁業を止めるために相当な努力をしない限り、その国の水産物の輸出は米国や EU 市場に悪影響を及ぼす可能性があります。EU では、その IUU 漁船リストは、WCPFC のような地域漁業管理機関（RFMO）の IUU リストに含まれる漁船で構成されています。

前例に照らして、中国を予備的な IUU 漁業国として指定することは妥当と言えます。主張される Long Xing629 号による違反は、韓国が米国や EU から予備的 IUU 漁業国に指定されることになった 2013 年と 2019 年に韓国漁船による侵害よりも深刻です。APIL のキム・ジョンチョル弁護士は「Long Xing629 号事件は違法漁業と密接に関係する人身売買の教科書的な例だ。WCPFC、米国、EU の制裁措置がないことは、不当な二重基準の意思決定に対する批判を高めるだろう」と指摘しました。

中国遠洋漁業船団の IUU 漁業と無責任な慣行の疑惑が根強いにもかかわらず、中国が米国や EU から IUU 漁業国に指定されたことは一度もありません。「Long Xing629 号の多数の CMM 違反に対して適切な措置を取らないことは、負の前例を作り、IUU 漁業活動と関連する人権侵害と闘う国際的な取り組みを弱体化させることになる」と CIES のアシスタント・ディレクターであるキム・ウンヒ氏は述べ、同船を WCPFC の IUU リストに含めることの重要性を強調しています。

この書簡の筆頭執筆者である APIL、CIES、KFEM、EJF は以前に Long Xing 629 号事件に関する報告書を発表しています。報告書には、同船で行われたインドネシア人乗組員に対する IUU 漁業活動と人権侵害の詳細な説明、国際協定（WCPFC 保全管理措置（CMM）、絶滅の危機に瀕した野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES））に違反したとされる事例の分析が含まれています。KFEM の海洋保護コーディネーターのイ・ヨンキ氏は、「Long Xing629 号による法的拘束力のある国際協定への明白な違反は、国際社会の中核となる価値を危うくした」と述べました。

2019 年 12 月、大連海洋漁業会社が所有する Long Xing629 号は、サモア近郊の太平洋でインドネシア人乗組員 3 人の遺体を投棄しました。同船の人権侵害や違法なサメ漁への関与が表面化したのは、釜山に滞在していた乗組員が APIL の取材を受けたことがきっかけでした。WCPFC は、26 の加盟国、8 つの非加盟協力国、7 つの参加地域からなる国際的な漁業団体です。2020 年 9 月に予定されている技術・コンプライアンス委員会（TCC）と 2020 年 12 月に予定されている年次総会では、漁獲枠と IUU 船リストに関する問題が議論される予定です。

2020. 07. 20.

Advocates for Public Interest Law (APIL),  
Citizens' Institute for Environmental Studies (CIES),  
Korea Federation for Environmental Movements (KFEM),  
Environmental Justice Foundation (EJF)

添付 1：WCPFC 議長への手紙－署名者（NGO）のロゴを除く

添付 2：韓国 IUU 連合が書いた Long Xing629 号に関するブリーフィング